

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 26 件 |
| 国民年金関係                        | 12 件 |
| 厚生年金関係                        | 14 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 68 件 |
| 国民年金関係                        | 23 件 |
| 厚生年金関係                        | 45 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から同年9月まで

数年前に、ねんきん特別便が届き、国民年金保険料の領収書と照合したところ、申立期間の保険料を重複納付していることに気が付いた。年金事務所に問い合わせたところ、国民年金被保険者名簿には、還付請求済みという印が押されているので、既に還付したとの回答だったが、私は還付請求を行った記憶も無く、還付を受けた記憶も無いので、申立期間の保険料が還付済みの説明に納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の還付請求を行った記憶も無く、還付を受けた記憶も無いと主張しているところ、申立人の特殊台帳には還付された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者名簿には、還付請求済み 55.6～55.9 という記載はあるものの、還付決定年月日、還付方法及び還付金額等についての記載が無く、この記載についてA市役所に意見を求めたところ、「還付を行ったかどうかは不明である。」と回答している。

さらに、申立期間に近接する昭和57年10月及び同年11月の国民年金保険料についても重複納付により、平成22年8月に還付決議が行われていることが確認できることから、申立期間についても保険料が還付されていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月  
② 平成14年4月から15年5月まで

私は、会社を退職した後の平成3年3月頃に区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後から私が結婚する直前の6年2月までの国民年金保険料については、保険料相当額を私の母親に渡し、母親が納付書により金融機関で納付していた。その後、9年9月に区役所に行った際、保険料の免除制度について説明を受けたことから保険料の免除の申請手続きを行い、同年同月から免除が承認された。その後も、毎年継続して区役所で免除の申請手続きを行った。申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②の保険料が免除されていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した後の平成3年3月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、その母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の保険料の納付日から同年同月と推認でき、以後継続して保険料を納付していることから、それに続く1か月と短期間である当該期間の保険料についても納付していたと考えても不自然ではない上、申立人が納付していたとする保険料額は、当時、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金に任意加入している期間もあり、申立期間①も含め、国民年金加入期

間について保険料を全て納付している上、高齢任意加入するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張しているが、平成 14 年度の免除の承認期間は、平成 14 年 4 月から 15 年 6 月までであることから、仮に、申立人の主張のとおり当該年度の免除の申請手続を行った場合、免除の承認終期は同年同月となる。しかしながら、申立人は、同年 7 月に免除の申請手続を行い、同年 6 月から 16 年 6 月まで免除が承認されていることが確認できることから、その時点で 15 年 6 月の保険料は未納であったことが推認でき、免除承認期間は年度ごとであることを踏まえると、当該年度の免除の申請手続は行われていなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間②は国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月  
② 昭和52年10月及び同年11月

私は、昭和52年3月に区役所で私の父親の国民年金の加入手続と一緒に加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、加入手続を行った際に、父親の保険料と一緒にその場で納付した。申立期間②の保険料については、私の兄が私の両親と私の保険料と一緒に自宅に来た集金人に納付していた。申立期間①及び②の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和52年3月に区役所でその父親の国民年金の加入手続と一緒に加入手続を行い、国民年金保険料については、父親の保険料と一緒にその場で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月に父親と連番で払い出されていることが確認でき、父親の当該期間の保険料は納付済みとなっている上、加入手続を行っていないながら加入当初の当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、その兄が申立人の両親及び申立人の国民年金保険料と一緒に自宅に来た集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が当該期間当時居住していた区では、集金人制度が存在していたことが確認できる上、一緒に保険料を納付していたとする両親及び兄の当該期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の2か月と短期間である当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い上、昭和55年10月から口座振替制度を利用していることが申立人の国民年金被保険者収滞納一覧表で確認できることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月  
② 昭和50年4月から51年12月まで

申立期間①について、私は、会社を退職した昭和47年3月に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、後日届いた納付書で市役所の窓口か金融機関で納付した。その後、50年4月に再び会社を退職した際も、同市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を、金融機関又は市役所の行政センターで納付書により納付していた。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和47年3月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、市役所か金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が所持する年金手帳から同年5月に行われたものと確認できるが、その時点で申立期間①の保険料を過年度納付により納付することは可能である上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は1か月と短期間である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和50年4月に会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、52年1月に任意で国民年金の

被保険者資格を取得した旨の記載のある年金手帳を所持しており、その年金手帳以外に年金手帳を交付された記憶が無い上、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録では、申立人が申立期間②について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間②は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで  
② 昭和50年10月から52年3月まで  
③ 昭和55年10月から58年2月まで

昭和38年12月の結婚後、私が区役所で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、自宅に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間②及び③の国民年金保険料は、私が納付書により銀行又は郵便局で夫婦二人分の保険料を納付しており、納付書が届いたときは、私が必ず保険料を納付していた。

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していた。」と述べており、当該期間当時居住していた市では保険料徴収員を配置していたことが確認できることから、申立人が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとする申立内容に不自然な点は見当たらないことに加え、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みで、当該期間の前後を通じて、保険料の納付が困難であった特別な事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張し、「納期限が少し遅れたものを、区役所で納付したこ

とがあったかもしれないが、年単位の保険料を遡って納付した記憶は無い。」とも述べている。しかし、当該期間は、その夫も保険料が未納とされていることに加え、申立人及びその夫の特殊台帳には、昭和 52 年度に過年度分の保険料の納付書が発行された旨が記載されており、主張と一致せず、申立人が当該期間の夫婦二人分の保険料を納付したと考えることは難しい。

また、申立期間③について、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しており、その夫の当該期間の保険料は確かに納付済みとされてはいるが、申立人の特殊台帳には、昭和 56 年度、57 年度及び 58 年度に納付書が発行された旨の記載がある一方、その夫の特殊台帳には過年度納付書が発行されたことをうかがわせる記載は無く、夫婦の保険料が同時期に納付されたと考えることは難しい上、申立人は、申立期間②同様、申立期間③についても、保険料をまとめて遡って納付したとは述べていない。

さらに、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から42年3月まで  
② 昭和43年4月から45年3月まで

申立期間①について、私は、20歳になった昭和37年\*月には住み込みで働いていた。国民年金の加入手続については、よく記憶していないが、勤務先に来ていた集金人に申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを記憶している。その勤務先を退職し、別の県へ数回転居した際も私が、その都度国民年金の住所変更届等を行い、保険料を納付していたはずである。

申立期間②について、私は、昭和42年8月頃に現在居住している区に転入したときに、区役所で国民年金の住所変更手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、私の国民年金手帳には、誤った氏名が記載されている上、国民年金手帳記号番号が二つ払い出されていたことから、それらの記録からも調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和42年8月頃に現在居住している区に転入した際に、区役所で国民年金の住所変更手続を行い、その後の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人には、約4年間で二つの国民年金手帳記号番号が払い出されている上、同区へ転入後に職権にて払い出された手帳記号番号の申立人の特殊台帳及び国民年金手帳などには、申立人氏名が誤って記載される等行政側の記録管理が適切に行わ

れていなかった可能性がある。

また、申立人は申立期間②直前の期間の昭和 42 年 8 月頃に現在居住している区へ転入した際、住所変更手続を適切に行っている上、別の国民年金手帳記号番号で国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることに加え、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間②後に国民年金保険料の未納は無い上、当該期間は 24 か月と比較的短期間である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、20 歳になった昭和 37 年\*月に国民年金の加入手続を行い、その後、勤務先に来るようになった集金人に国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が曖昧であることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 41 年 5 月から同年 7 月頃と推認されることから、加入手続を行うまでは、申立期間①は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から46年9月まで  
② 昭和55年10月から同年12月まで

申立期間①について、私は、昭和42年頃、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったときに、窓口の職員から、2年分の国民年金保険料を遡って一括して納付することができることと聞き、具体的な納付方法や保険料額については記憶が無いが、同出張所で保険料を遡って一括して納付した。43年以降の国民年金保険料についても、具体的な納付方法や保険料額については記憶が無いが、同出張所で納付していた。

申立期間②について、私は、昭和55年12月に家を新築し、転居した際、私の妻が市役所で転入手続を行い、夫婦二人の国民年金の住所変更手続を行った記憶がある。国民年金保険料については、夫婦二人分を納付書又は口座振替で納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和55年12月にその妻が市役所で転入手続と夫婦二人の国民年金の住所変更手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を、納付書又は口座振替で納付したと主張しているところ、申立人が転居後居住していた市では、同年4月から口座振替を実施していることが確認できることから、申立内容と一致している。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、途中の3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考

えるのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 42 年頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った際に、窓口で、2 年分の国民年金保険料を遡って一括して納付することができることと聞き、同出張所で保険料を遡って一括して納付し、43 年以降の保険料についても同出張所で納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付方法及び保険料額について具体的な記憶が無いことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から昭和 48 年 9 月頃であると推認でき、その時点で、申立人は 40 年 4 月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる上、その妻についても、夫婦連番で手帳記号番号が払い出されており、申立人は、48 年 9 月頃に加入手続を行い、現に納付済みとなっている申立期間①直後の 46 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付により納付したことが確認できることから、申立内容と一致せず、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 5902

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和52年10月頃、夫の勤める会社から主婦も国民年金に加入することを勧められ、すぐに加入手続を行い、同時に付加年金にも加入した。加入後、最初の国民年金保険料は、付加保険料と併せて市内の銀行で納付した。その後も、自宅近くの銀行で納付する予定だったが、突然、市役所の係の方が自宅に集金に来たので、その集金人に申立期間の保険料を、付加保険料と併せて納付した。私は、市役所の集金人が自宅に来たことははっきりと憶<sup>おぼ</sup>えており、当該期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月に国民年金に任意加入後、申立期間を除き、国民年金加入期間の定額保険料及び付加年金加入期間の付加保険料を全て納付している上、オンライン記録では、国民年金第3号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることが確認できるなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間前後の期間の国民年金の定額保険料及び付加保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないことから、保険料の納付意識の高かった申立人が、3か月と短期間である申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えるも特段不合理な点は認められない。

さらに、オンライン記録では、申立期間直前の昭和52年10月から同年12月までの国民年金の定額保険料及び付加保険料の納付記録が、申立人の所持

する領収証書により、平成 22 年 10 月に未納から納付済みに記録訂正されていることに加え、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和 52 年 10 月から付加年金に加入していることが記載されているものの、オンライン記録では、付加保険料を納付する申出は 53 年 4 月になされ、付加記録の始期も同年同月からとされていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 5903

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から44年9月まで

私は、昭和44年頃に母親から年金手帳を渡され、「これからは自分で国民年金保険料を納付しなさい。」と言われた記憶がある。その後の保険料については、知人に納付を頼んだり、結婚後は妻に頼んだりして納付した。

私の年金の記録では、昭和38年9月に国民年金に加入したことになっており、母親が加入手続を行いながら国民年金保険料を納付しなかったとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から同年5月頃と推認できる。

また、申立人の特殊台帳の昭和44年度の備考欄には、納付書発行の印があり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、申立人は、母親から年金手帳を受け取った後、30年近くにわたり国民年金保険料を納付しており、かつ昭和53年4月からは付加保険料を納付するなど納付意識が高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和38年9月から44年3月までの期間について、申立人は、その母親が38年頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は44

年5月頃と推認でき、その時点で、申立人は38年9月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、当該期間の大半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が昭和38年頃に居住していたとする区において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡があるものの、同手帳記号番号は職権により払い出されていたものとみられ、国民年金保険料が納付されていた形跡は無く、同手帳記号番号に登録されていた住所は母親の住所地とは異なるため、母親が同手帳記号番号で保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人は申立期間のうち、昭和38年9月から44年3月までの期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について非関与であり、母親は既に他界していることから当該期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和38年9月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月及び同年9月

私は、昭和52年8月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自宅に来ていた金融機関の職員に、退職金の中から保険料相当額を渡し、納付書により納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年8月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、自宅に来ていた金融機関の職員に、納付してもらっていたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年9月頃であると推認でき、申立人が国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の2か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間に近接する昭和53年1月及び同年2月の国民年金保険料は、当初未納とされていたが、申立人の所持する領収書により平成22年12月に納付済みに記録が訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、任意加入している期間もあることから、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年12月及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年10月まで  
② 平成2年12月及び3年1月

申立期間①について、私は、昭和56年3月に区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、同年11月に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行うまで、区役所で納付していた。

申立期間②について、私は、会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料については、区役所で納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、当該期間当時、国民年金に加入していることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録で確認することができ、申立人に対して当該期間に係る納付書が発行されていたことが推認できる上、申立人は、当該期間の前後の期間において厚生年金保険から国民年金への切替手続及び共済組合から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していることが確認できることから、当該期間についても、保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和56年11月に国民年金の被

保険者資格の喪失手続を行うまで、納付書により当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、被保険者資格の喪失手続、保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が曖昧であることから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が昭和56年11月11日に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったことがオンライン記録で確認でき、当該手続を行った理由については、年金に対して重要性を感じなくなったためと述べていることから、申立期間①当時、申立人は保険料を納付する意欲を維持することができなくなったと推認できる上、国民年金に任意加入したものの、自ら被保険者資格の喪失手続を行った申立人が、被保険者資格を喪失する直前まで保険料を納付していたとする事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年12月及び3年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 5906

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで

私は、昭和61年頃、当時居住していた市の市役所に、国民年金保険料の未納が残っていないか問い合わせたところ、国民年金第3号被保険者に種別変更する前の期間が未納となっていると聞き、申立期間であるその間の保険料を遡って納付した。当時、付加年金にも加入していたが、付加保険料は遡って納付することはできないと聞いていたので、付加保険料は納付していないと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金の加入期間中に国民年金保険料の未納は無い上、国民年金に任意加入すると同時に付加年金の加入手続きも行い、付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の夫の仕事に変更は無く、標準報酬月額が上位等級で推移していたことから、国民年金保険料を納付するための資力は十分あったことが推認されることに加え、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したと述べており、オンライン記録によると、現に、申立期間直前の昭和60年8月から同年11月までの保険料を遡って過年度納付していることが確認できることから、納付意識が高かった申立人が、4か月と短期間である申立期間の保険料についても、その直前の期間と同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成7年7月から同年9月までを53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成7年7月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から13年4月1日まで

私は、昭和59年8月から平成12年12月までA社B事務所に勤務し、その期間の給料は同社本社から支給されていた。5年までは現地通貨建ての支給だったが、6年から一部円建てとなった。給料が分割されて支給されるようになってからの数年間の標準報酬月額が38万円となっており、総支給額と相違している。総支給額は、現地通貨分と日本円支給分の合計額であり、9年2月及び同年5月の給料一覧表から60万円を超えているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成7年7月1日から同年10月1日までの期間については、A社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（38万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（59万円）より低い標

標準報酬月額（53 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の平成7年7月から同年9月までに係る標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、53 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの保険料を納付していないと回答しており、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書においても、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額の届出を行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、標準報酬月額（53 万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年6月1日から7年7月1日までの期間について、A社は、6年12月以前の賃金台帳は保管していないと回答している上、同社から提出された賃金台帳の7年1月から同年6月までの厚生年金保険料控除額欄は空欄となっており、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から13年4月1日までの期間については、A社提出の賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（38 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（38 万円）と同額であることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成6年6月1日から7年7月1日までの期間及び同年10月1日から13年4月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月1日から7年7月1日までの期間及び同年10月1日から13年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 6238 (事案 4252 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月21日から44年1月6日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の申立てをしたが、記録は訂正できないとの通知を受けた。

しかし、私は、当時A社の昭和44年1月分の給与明細書の保険料控除額と同社に勤務する直前に勤務していた事業所における保険料控除額を確認し、大きな差が無いことを確認した記憶がある。

また、申立期間は、A社本社に所属しB職部長の指示により同社C工場においてD業務を行っていた。私と同様に月の途中で入社した者が入社と同時に厚生年金保険に加入しているのであれば私も加入するはずである。

今回新たに同僚の氏名を思い出したので再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、A社から提出された人事発令通知により、申立人が申立期間において嘱託として同社に勤務していたことは認められるものの、同社が同様に嘱託として勤務していたとして氏名を挙げた2名のうちの1名は、採用日の約1年経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、このほかに申立期間に係る

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたという特段の事情が見当たらなかったことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人の資格取得日（昭和 44 年 1 月 6 日）の前後 2 年以内に月の中途中で資格取得している被保険者 16 名について、勤務した期間と厚生年金保険の加入記録を再調査したところ、回答のあった 10 名全員が、「勤務した期間と厚生年金保険の記録は同じである。」と供述している上、当該 10 名の同社における人事記録上の入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致していることから、同社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、上記の人事発令通知の記載内容及び申立期間当時の総務担当者の証言から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 44 年 1 月の A 社本社における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、6 万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日が昭和 44 年 1 月 6 日となっていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月22日から24年12月6日までの期間において厚生年金保険第三種被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B事業所における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第一種から第三種に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月22日から24年12月6日まで

私は、昭和22年7月22日にA社に入社し、同社B事業所の坑内で24年12月5日まで勤務していたが、社会保険事務所（当時）への照会に対する書面による回答では、申立期間は厚生年金保険第三種被保険者ではなく、第一種被保険者となっている。最初は採炭の仕事ではなく軽労働ということで入社したが、採炭の交代要員になることができ、その後、同作業に従事した。申立期間について厚生年金保険の第三種被保険者期間（坑内員）として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年7月22日から24年12月6日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳のA社B事業所に係る記録の「坑内夫該当否」欄の一行目には「第一種」というゴム印が押されているものの、坑内夫該当を表す「○」印が記されており、オンライン記録において第三種被保険者として記録されている同僚の同被保険者台帳の同欄には「○」印が記されていることが確認できる。

また、申立人の被保険者資格取得月である昭和23年7月に被保険者資格を取得している同僚36名のうち9名については、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、その種別が第一種と記載されているにもかかわらず、オンライン記録では第三種とされていること

が確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿の記録から、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している9名（第一種被保険者2名、第三種被保険者7名）及び申立人について、その標準報酬等級を比較したところ、申立人の標準報酬等級は、第一種被保険者より10等級以上高く、かつ、ほかの第三種被保険者の標準報酬等級よりも高額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月22日から24年12月6日までの期間において厚生年金保険被保険者資格種別は第三種被保険者であったと認められる。

一方、昭和22年7月22日から23年7月22日までの期間については、事業主及び同僚から勤務実態の確認が取れない上、申立人について第三種被保険者としての保険料の控除について確認できる周辺事情及び関連資料が無いことから、当該期間を厚生年金保険第三種被保険者として認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和44年6月15日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月29日から44年6月15日まで  
私は、昭和42年4月3日から44年6月14日までA社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、「申立人とは同一部署で勤務していたことから、申立人をよく覚えている。被保険者記録の存在する期間と存在しない期間との間に、雇用形態や業務内容に特に変化は無かった。」と述べており、当該同僚は、申立人の申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 6241

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで  
オンライン記録では、B社（現在は、C社）からA社に出向していた期間のうち、昭和47年9月30日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。私は、同年9月30日に同社への出向命令が解かれ、翌日からB社に勤務しているため、申立期間の被保険者記録が無いのはA社による事務手続上の誤りだと思われるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社から提供された人事記録及び雇用保険の記録並びに申立人が所持するA社の新本俸通知及び給料明細表から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年10月1日に、同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は調査不能としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 7 月 21 日まで  
私の申立期間に係る報酬月額は 90 万円であったが、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、9 万 8,000 円になっている。社会保険事務所の訪問調査により、遡及訂正されていることを知ったので申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 14 年 7 月 21 日）より後の同年 7 月 29 日付けで、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほかに、A社の代表取締役及び取締役 1 名についても、標準報酬月額が遡って減額訂正処理されている。

一方、A社の閉鎖事項全部証明書から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、「私は、同社の経理担当者であった。」と述べている。

しかしながら、A社は平成 14 年 7 月 \* 日に破産宣告されており、前述の訂正処理は破産宣告後に行われている。

また、このことについて、当時、A社の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士は、「破産宣告時点でA社が滞納していた厚生年金保険料について、自身が破産管財人と相談して、申立人を含む取締役 3 名の保険料を遡って下げることで相殺することとした。各種届には管財人の印鑑を押した。一連の手続をする間、取締役 3 名は出社せず、訂正処理に関する

同意も得なかった気がする。」と供述している。

さらに、前述の手續に関して同意を求められたか否かについて、申立人と同様に標準報酬月額が引下げが行われているA社の元代表取締役は、既に死亡しており確認することができないが、申立人及びほかの元取締役1名は、「このような標準報酬月額の引下げ処理が行われたことは知らない。」と述べていることから、申立人が、取締役及び経理担当者として当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年7月1日まで  
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における報酬月額は約90万円であったが、厚生年金保険の標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることが分かった。  
申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成9年12月31日より後の10年1月14日に、9万2,000円に引き下げられている上、申立人を除く4人の標準報酬月額についても遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が所持する賃金台帳では申立期間のうち、平成8年4月から同年6月までの期間について、上記減額訂正の処理がされる前の標準報酬月額59万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、59万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月26日から23年1月9日まで

私は、昭和22年秋、手術をし、その後、体調が思わしくないためA社B事業所を退職し、C県の実家に帰った。その後回復したので、再度同社に就職した。年金の記録については、48歳頃から自分で探して見付けてきたが、申立期間については、日本年金機構からの確認はがきで脱退手当金を受給していることを初めて知り、受け取った記憶が無かったので申し立てた。当時、C県からD市へ引っ越したため何の連絡も無かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後11ページに記載されている男性は84名おり、申立人が被保険者資格を喪失した昭和23年1月9日の前後3年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした10名のうち脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の4回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、5回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして脱退手当金の支給対象とされている同じ事業所に再就職し、

厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成20年7月10日に係る標準賞与額を29万4,000円とし、同年12月16日に係る標準賞与額を28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日  
② 平成20年12月16日

厚生年金保険被保険者記録によると、平成20年7月10日及び同年12月16日の賞与に係る記録が無い。賞与明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の平成20年7月10日の標準賞与額については、申立人が提出した夏期賞与明細一覧において確認できる厚生年金保険料の控除額から、29万4,000円とすることが必要である。

また、申立人の平成20年12月16日の標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書で確認できる賞与額に見合う標準賞与額は29万4,000円であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は28

万 8,000 円であることから、28 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料も納付していなかったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 20 年 7 月 10 日及び同年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎とならない記録となっている。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出しておらず、その後届出を行ったものの、その時は時効のため保険料が納付できなかったことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書及び申立人から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年3月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月10日から同年12月1日まで  
私は、昭和27年3月にA社に就職し、同年11月末までB職を担当していた。しかし、オンライン記録では、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、納得できないので申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社があったC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ姓で名前が異なり、生年月日が同じ者が、昭和27年3月10日に被保険者資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、上記被保険者名簿に記載されている231名の氏名を確認したが、申立人と同じ姓の被保険者は見当たらない上、オンライン記録において、上記の者を氏名検索したところ、同姓同名の者が2名存在していたものの、当該2名は、上記の者と生年月日が異なっていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する履歴書には、昭和27年3月に「A社D課に勤務」と記載されている上、33年9月30日付けのA社の申立人に係る推薦状には、申立人が21年7月から33年9月まで同社に勤務していたとの記載がある。

加えて、申立人は、E職の同僚の氏名を記憶していると述べているとこ

ろ、上記被保険者名簿にその同僚の氏名の記載がある上、この同僚はE職だったと供述している。

これらのことから、上記の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する昭和27年3月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は37万7,000円、20年7月15日は32万7,000円、同年12月16日は28万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月14日  
② 平成20年7月15日  
③ 平成20年12月16日

平成22年3月に送られてきたねんきん定期便に、A社から支給された19年12月14日、20年7月15日及び同年12月16日の賞与に係る記録が無いので同社に相談したところ、同社が賞与支払届を年金事務所に提出した。しかし、申立期間については、年金額に反映されない期間であるとされたが厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社の保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成19年12月14日は37万7,000円、20年7月15日は32万7,000円、同年12月16日は28万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行わなかったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和28年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月21日から同年5月21日まで  
夫は、昭和16年3月1日から43年9月20日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。  
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職期間証明書、退職金計算書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の社史において、申立人が昭和28年3月にC出張所に転任と記載されているとともに、同社の担当者は、「同社C出張所は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同社B支店が同社C出張所を管轄している。」と証言している上、申立人の妻は、申立人が同年4月には同社C出張所に転勤していたと述べていることから判断すると、同年4月21日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年7月1日まで

私は、平成4年4月1日にA社に入社した。入社時に会社から厚生年金保険に加入していないため、すぐに加入するので給与から厚生年金保険料を控除する旨の話聞いた。申立期間における給与明細書及び添付されていた文書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が発行した平成4年4月から同年6月までにおける給与明細書の労働日数欄に、申立期間における労働日数が記載されていることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である申立期間に係る給与明細書に添付されている「所得税、住民税、健康保険及び厚生年金」についての文書を所持しているところ、同文書に厚生年金保険料を控除する旨の文言が記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間においてA社の経理担当であったとする者は、「この文書に記載されている字の筆跡は私のものであり、この預り金を返却した記憶は無い。しかし当時の資料は無く、詳細は不明である。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成4年7月1日までは厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、履歴事項全部証明書によれば、同社は昭和59年6月1日に法人として設立されていることが確認できることから、同社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 5907

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年10月まで

私は、昭和50年7月に会社を退職した後、私の義姉に勧められたことから、同年8月又は同年9月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、納付書により郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月又は同年9月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52年2月から同年3月までの間と推認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月に夫婦連番で払い出されており、申立人の国民年金被保険者名簿、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、国民年金の被保険者資格取得日が51年11月30日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から43年12月まで

私は、国民年金制度が開始された昭和36年4月頃に、夫から、国民年金に加入するように勧められたため、それから数年経過した38年頃から40年頃までの間に、区役所の出張所で、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、保険料額の記憶は無いが、私が区役所の出張所で定期的に納付した。保険料を納付した際、領収印が押された細長い領収書を受け取り、年金手帳に貼るか、年金手帳に貼らなかったものは束ねて保管していたが、手帳も領収書も破棄してしまった。

私は、申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が開始されて数年経過後に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は昭和44年1月7日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得しており、任意加入の場合、加入手続日が資格取得日とされることから、申立人は、同年同月同日に国民年金の加入手続を行い、手帳記号番号が付与されたと考えられ、申立人の主張と一致しない。このことに加え、申立期間のうち、39年11月から43年12月までの期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったため、申立人は国民年金への加入が任意であった期間であり、制度上、44年1月7日の加入手続日より前に遡って国民年金に加入することも、国民年金保険料を納付することもできない。

また、申立期間のうち、昭和38年1月から39年10月までの期間について

は、申立人が国民年金の加入手続を行った 44 年 1 月の時点では、時効により国民年金保険料を納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の前後を通じ、同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際、細長い領収書を受け取ったとしているが、申立人が当該期間当時居住していた区では、昭和 45 年 10 月に納付書による保険料の収納が開始されるまでは、印紙検認による保険料の収納が行われていたことが確認でき、申立人が述べているように、保険料の収納後に領収書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から6年1月まで

私は、申立期間当時、大学生であったので、実家から住民票を移さず、別の場所で一人暮らしをしていた。私が20歳になった平成4年\*月頃に、国民年金の加入手続きを行っていないにもかかわらず、国民年金保険料の納付書が実家に送られてきた。私の母親が私の申立期間の保険料を毎年、前納していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成4年\*月頃に、国民年金の加入手続きを行っていないにもかかわらず、国民年金保険料の納付書が実家に送られてきたと主張しているが、申立期間当時、申立人が住民登録をしていた市によると、加入手続きを行っていない者に対しては、納付書を発行していなかったとすることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年3月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立人の保険料を遡ってまとめて納付したことは一度も無いと述べているが、申立期間直後の平成6年2月から7年3月までの保険料は過年度納付により納付されていることがオンライン記録で確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、両親に国民年金の加入手続を行うように言われ、当時は大学生であったがアルバイトを始めており、その給料の中で納付することができる金額だったので、昭和 48 年\*月に、区役所の窓口で、国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際、職員から、「任意ですが、20 歳から国民年金に加入することができるので、1 年分の国民年金保険料を遡って納付することができれば、将来、年金額が少し違います。」と勧められ、1 年分の保険料額である 1 万円から 2 万円ぐらいを納付した記憶がある。加入手続後の保険料については、区役所から送られてきた納付書を用いて、その都度、納付期限までに、郵便局で納付していたはずである。

大学卒業後は、A 職をしていたが、厚生年金保険には加入していなかったため、引き続き国民年金に加入していた。

私は、未納が無いように申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年\*月に、区役所で、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は 55 年 2 月頃と推認され、申立内容とは一致せず、その時点において、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後の国民年金保険料については、区役所から送られてきた納付書により、その都度、納付期限までに、納付して

いたと述べているが、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和 55 年 2 月頃であることから、申立期間当時は、国民年金の加入手続はなされていなかったと考えられ、申立人が述べている納付期限までに納付するための保険料の納付書が発行されていたとは考えにくい。ちなみに、申立人は、申立期間の始期から国民年金の加入手続時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に、昭和 47 年\*月\*日と記載されているため、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 58 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 45 年\*月からしばらくの間は国民年金に加入していなかった。32 歳になった 57 年\*月に社会保険事務所（当時）の職員に年金について相談したところ、「30 年間、国民年金保険料を納付しないと老齢基礎年金の受給資格を得ることができないが、これから過去 2 年分の保険料を遡って納付し、60 歳まで保険料を納付し続ければ、30 年間納付することができる。」と言われたため、すぐに区役所で国民年金の加入手続を行い、社会保険事務所で過年度納付書の発行手続を行った。加入手続後の保険料については、過去に遡れる分だけ遡って数回に分けて納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年\*月に区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、過去に遡れる分だけ遡って数回に分けて納付書により納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 60 年 6 月と推認でき、申立人の主張する国民年金の加入時期と一致しない上、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、上述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、昭

和 60 年 6 月であると推認でき、申立期間直後の 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが申立人のオンライン記録で確認できることから、申立人が同年 6 月に加入手続きを行い、その時点で遡って保険料を納付することができる当該期間の保険料を過年度納付により納付したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月から15年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年9月から15年6月までの期間のうちの2か月又は3か月

私は、会社を辞めた平成13年9月頃、区役所で国民年金の加入手続きを行った。

その後、時期は憶えていないが、区役所から、国民年金と国民健康保険の保険料を納付していない事情について問い合わせる旨の通知が自宅に届いたため、国民年金課と国民健康保険課の窓口に行った。

その際、同年金課の職員から、「今、国民年金保険料を納付できる分だけでも納付してください。そうしないと健康保険も止まりますよ。」と言われたため、その場で所持金から1か月分の保険料を納付し、手書きの領収証書を受け取った。

その後、どの期間の国民年金保険料をいつ納付したか憶えていないが、納付書により、金融機関で1か月分の保険料を、1、2回納付したと思う。

私は、申立期間のうち、2か月又は3か月の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年9月頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、区役所で1か月分の国民年金保険料を納付したと述べているが、その納付時期について憶えていない上、後日の保険料の納付についても、1か月分の保険料を1、2回納付したと述べるのみで、その納付場所、納付時期及び納付期間についての記憶は曖昧で、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、国民年金保険料の滞納があると、国民健康保険の資格も失効する旨の説明を受けたと主張しているが、制度上、国民年金の保険料の

納付状況と国民健康保険の適用等は無関係であることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間は、平成9年以降の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下である上、申立期間の過半は、14年以降であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることはできず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年5月まで

私は、平成3年6月に会社を退職した後、母親と一緒に当時居住していた市の市役所に行き、自分自身で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、納付した時期及び金額についての記憶は無いが、何度か市役所を訪れているので、市役所で納付したと思う。

申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月に会社を退職した後、母親と一緒に市役所に行き、自身で国民年金の加入手続を行ったと述べている。しかし、当時は、基礎年金番号が導入される9年1月前であり、3年6月に申立人が国民年金の加入手続を行ったのであれば、国民年金手帳記号番号が払い出されるはずであるが、申立人へ手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の所持する年金手帳の国民年金の欄にも手帳記号番号の記載は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての具体的な記憶が無く、一緒に市役所に行ったとする母親からも証言を得ることはできず、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月

私は、平成9年3月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、私は国民年金保険料を、複数の金融機関で、納期限までに納付していた。納期限までに納付できそうにないときは、母親に現金と納付書を渡し、母親が金融機関で私の保険料を納付してくれていた。

私は、国民年金保険料について、未納が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月に国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料については、申立人が納付するか、その母親に納付を頼むなどして、未納にならないように納期限までに納付していたはずであると述べている。しかし、オンライン記録によると、13年8月6日に納付書が発行されており、同年同月当時の申立人の保険料の納付状況から見て、当該納付書は申立期間に係る納付書と考えられることから、同年同月の時点では当該期間は未納であったと考えるのが合理的で、納期限までには納付したとする申立人の主張とは一致しない上、申立人からは、当該納付書で遡って保険料を納付したとする主張も無いことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとする事は難しい。

また、申立期間は、平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金の記録管理の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年3月までの期間、同年12月から51年1月までの期間、同年8月から同年9月までの期間、52年2月から同年9月までの期間、同年12月から54年3月までの期間及び56年11月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から50年3月まで  
② 昭和50年12月から51年1月まで  
③ 昭和51年8月から同年9月まで  
④ 昭和52年2月から同年9月まで  
⑤ 昭和52年12月から54年3月まで  
⑥ 昭和56年11月から57年3月まで

私は、20歳になった昭和48年\*月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行った。

私は、昭和48年5月頃から、姉夫婦が経営する会社に勤務しており、国民年金保険料が、給料から天引きされていたことを憶えているので、姉が、私、姉及び義兄の3人分の保険料を一緒に納付していたはずである。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年\*月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、50年1月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年3月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、その姉が、申立人、その姉及び義兄の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその姉から直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5916

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から53年11月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から53年11月まで

私は、20歳当時、大学生で国民年金への加入は任意であったが、同じく任意加入対象者であった母親と二人で同時に、昭和51年\*月頃、区役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料については、私のアルバイト代の中からお金を用意し、付加保険料を含めた保険料を金融機関で納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年\*月頃、母親と一緒に、区役所で国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録では、申立人の国民年金の任意加入資格取得時期は、53年12月とされており、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年\*月に20歳に到達するその弟と連番で払い出されている上、一緒に任意加入手続を行ったとするその母親の国民年金の任意加入資格取得時期は、同年2月とされていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間当時、大学生であったため、申立期間は国民年金の任意加入期間であり、遡って加入することはできない上、未加入期間とされていることから国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の年金手帳及び特殊台帳においても、申立人の国民年金の任意加入資格取得時期は昭和53年12月となっており、国民年金被保険者収滞納一覧表によると、同年同月から国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5917 (事案 2272 及び 4926 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月まで

私は、これまでに 2 回、第三者委員会に申立てを行った。

最初の申立てで、昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月までの期間、52 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、同年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 58 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料の納付について、申立てを行ったが、45 年 8 月から 51 年 3 月までの保険料を納付していたものと認められないとの回答であった。

2 回目の申立てで、この昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月までの期間について再度申立てを行ったが、やはり国民年金保険料を納付していたものと認められないとの回答であった。

昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を、私の夫が納付していたことについて、私の夫が、事業の税務申告を頼んでいた税理士が知っていることがあると思う。税理士が知っていることを、「新たな情報」として、3 回目の申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、当該期間の国民年金保険料については、特例納付でしか納付することができない。現に、申立人については第 3 回特例納付の実施期間中に特例納付が行われていることが確認できるものの、申立人の保険料を納付したとするその夫は、特例納付をしたこと、及び納付金額についての記憶が定かではない上、口頭意見陳述を実施し、夫から聴取しても、夫が当該期間の保険料を納付したとの心証を得るま

では至らず、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記委員会の通知を受けた後、新たな証拠として国民年金保険料領収書の一部を提示し、さらに、その夫は、預金通帳を提示するとともに、当委員会に当座預金口座の取引記録を調査するよう求め、再申立てを行った。

しかし、領収書及び預金通帳は、納付済みとされている期間のものであり、申立期間及び第 3 回特例納付の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）についてのものではなく、第 3 回特例納付が実施されていた期間を含む 52 年 1 月から 55 年 12 月までの期間における申立人の夫の当座預金口座の取引履歴を当委員会において確認したが、その取引履歴の記載からは国民年金保険料の納付があったことを特定することができず、当該預金が第 3 回特例納付実施期間中において納付された申立人夫婦の保険料（申立人の分として 77 か月分、その夫の分として 7 か月分）に充てられた形跡も確認できず、再び口頭意見陳述を実施し、その夫から聴取しても、保険料を特例納付したこと自体の記憶が無いなど、当該期間の保険料の納付状況は不明であった。

以上のことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、再度、当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、その夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことについて、夫が事業の税務申告を頼んでいた税理士が知っていることがあるはずだとし、当委員会による当該税理士への聞き取りを依頼した。当委員会において、当該税理士へ聞き取りを行ったものの、税理士からは、申立人の夫との職業上の付き合いは昭和 51 年頃始まったので、それより前のことについては具体的に証言ができず、同年以後についても、確定申告書の控えなどの資料が無いので具体的な証言ができないとの回答があり、税理士からの回答を申立人の夫に伝えたところ、その夫からは再度の聞き取りの依頼も無かったことから、「申立期間の国民年金保険料を納付したことについて、税理士が知っていることがあるはず。」とする申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 5918 (事案 2273 及び 4925 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 50 年 3 月までの期間及び平成 8 年 10 月から 10 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月から 50 年 3 月まで  
② 平成 8 年 10 月から 10 年 8 月まで

私は、これまでに 2 回、第三者委員会に申立てを行った。

最初の申立てで、昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの期間、42 年 6 月から 50 年 3 月までの期間、58 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間について申立てを行ったが、42 年 12 月から 50 年 3 月までの期間は、国民年金保険料を納付していたものと認められないとの回答であった。

2 回目の申立てで、この昭和 42 年 12 月から 50 年 3 月までの期間について再度申立てを行い、平成 8 年 10 月から 10 年 8 月までの期間を新たな申立期間として申立てを行ったが、いずれの期間も国民年金保険料を納付していたものと認められないとの回答であった。

昭和 42 年 12 月から 50 年 3 月までの期間及び平成 8 年 10 月から 10 年 8 月までの期間の国民年金保険料を私が納付していたことについて、私の事業の税務申告を頼んでいた税理士が知っていることがあると思う。税理士が知っていることを、「新たな情報」として、3 回目の申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、当該期間の国民年金保険料については、特例納付でしか納付することができない。現に、申立人は第 3 回特例納付の実施期間中に特例納付を行っていることが確認

できるものの、申立人は特例納付をしたこと、及び納付金額についての記憶が定かではない上、口頭陳述を実施し、申立人から聴取しても、申立人が当該期間の保険料を納付したとの心証を得るまでには至らず、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記委員会の通知を受けた後、新たな証拠として国民年金保険料の領収書の一部及び預金通帳の提示に加え、当委員会に当座預金口座の取引記録を調査するよう求め、再申立てを行った。

しかし、領収書及び預金通帳は、納付済みとされている期間のものであり、申立期間①及び第 3 回特例納付の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）についてのものではなく、第 3 回特例納付が実施されていた期間を含む 52 年 1 月から 55 年 12 月までの期間における申立人の当座預金口座等の取引履歴を当委員会において確認したが、その取引履歴の記載からは保険料の納付があったことを特定することができず、当該預金が第 3 回特例納付実施期間中において納付された申立人夫婦の保険料（申立人の分として 7 か月分、その妻の分として 77 か月分）に充てられた形跡も確認できず、再び口頭意見陳述を実施し、申立人から聴取しても、保険料を特例納付したこと自体の記憶が無いなど、当該期間の保険料の納付状況が不明であった。

以上のことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、再度、委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間②は、申立期間①に係る再申立てにおいて追加されたものであり、申立人が 60 歳に到達した平成 8 年\*月から、任意加入手続を行う直前の 10 年 8 月までの未加入とされている期間である。

申立人は、平成 8 年\*月に任意加入の手続を行った覚えはないとしていることから、申立期間②に係る国民年金の加入手続の状況が不明であり、申立人の年金手帳にも任意加入した日として、当該期間後の 10 年 9 月 22 日の印が押されており、この日付はオンライン記録における資格取得日とも一致することに加え、口頭意見陳述においても、当該期間に係る新たな証言や証拠を得ることはできず、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき 22 年 12 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間①及び②当時、申立人が国民年金保険料を納付していたことについて、事業の税務申告を頼んでいた税理士が知っていることがあるはずだとし、当委員会による当該税理士への聞き取りを依頼した。当委員会において、当該税理士へ聞き取りを行ったものの、税理士からは、申立人との職業上の付き合いは昭和 51 年頃始まったので、それより前のことについては具体的に証言ができないとの回答があり、税理士からの回答を申立人に伝えたところ、申立人からは再度の聞き取りの依頼は無かった。

また、上記で述べた税理士から、平成 7 年から 11 年の確定申告書の控えの提出があったため、当委員会において、同控えを精査した。申立人の主張によれば、申立期間②当時は、申立人は夫婦で国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとのことであるが、9 年及び 10 年の申告内容からは、二人分の保険料の納付があったことをうかがわせる状況はうかがえず、当該期間に納付された保険料は現に納付済みとされている申立人の妻の分のみと考えるのが自然である。

このように、「申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことについて、税理士が知っていることがあるはず。」とする申立人の主張は、当委員会の当初の決定及び前回の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定及び前回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5919

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月

私は、平成11年3月に会社を退職し、次の会社に就職したが、最初の数箇月は、試用期間のため、厚生年金保険に加入していなかった。

国民年金の加入手続を行ったかどうかは記憶していないが、当時住んでいた町の役場か金融機関で、申立期間の分を含めて、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期、場所及び方法についての記憶が曖昧であり、ほかに当該期間の保険料の納付についての証言が得られないとしているため、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったかどうかについては記憶していないとしているが、当該期間に係る国民年金の加入勧奨記録及び申立人の国民年金保険料の納付記録から、当該期間に係る国民年金の加入手続は、平成11年5月から同年7月までの間に行われたと推認され、事実、同年同月に、現年度分である申立期間直後の同年4月の保険料が納付されている。しかし、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される同年5月から同年7月までの間に、申立期間の保険料を納付するためには、過年度納付によるほかなく、保険料が納付済みとなっている現年度分の保険料の納付書とは別に、当該期間の保険料の納付書が発行されている必要があるが、オンライン記録では、そのような納付書が発行された記録は確認できず、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考え

られる。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 1 月まで

私は、母親から国民年金の大切さを聞いており、会社を退職すれば国民年金に強制加入となることは知っていた。会社を退職した昭和 51 年 8 月に実家に戻ったとき、私の国民年金の加入手続を誰が行ったか分からないが、何か用紙がきていたので、その用紙で国民年金保険料を納付していた。

結婚後、国民年金に任意加入した際に、市役所の職員に結婚前の国民年金保険料の納付状況について調べてもらったところ、「ちゃんと払ってある。」との回答を得ていたので、安心していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続について、誰が行ったのか分からず、当該期間の国民年金保険料の納付についても、会社を退職し、実家に戻った昭和 51 年 8 月から、送られてきた用紙によって納付していたと述べるのみで、当該期間の国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、現在、申立人の基礎年金番号とされている番号は、結婚後の昭和 52 年 12 月に、申立人が国民年金に加入した際に付番された国民年金手帳記号番号であることから、申立人が主張するように、51 年 8 月当時に国民年金保険料を納付するためには、申立人の実家のあった市において、申立人に手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が、国民年金の加入手続を行った昭和 52 年 12 月の時点において、申立期間の国民年金保険料は、53 年 10 月までであれば、時効によ

らず納付することができたが、申立人は、51年8月から実家のあった市で保険料を納付していたと述べるにとどまり、遡って保険料を納付したとする主張は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から55年3月まで

私は、昭和46年9月頃、区役所の職員から国民年金の加入を勧められたので国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、送られてきた納付書により、郵便局又は区役所で納付していたと思う。

昭和55年4月から62年3月までの期間が国民年金保険料の納付を免除された期間となっているのは、子供たちにお金がかかるようになっていたからだと思うが、申立期間の保険料は、納付書により納付していたはずなので未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和46年4月から55年3月までの国民年金保険料の納付について、納付書により納付していたと述べているが、申立人が所持している保険料の領収書によると、加入手続直後から51年9月までの期間は、集金人により保険料が徴収されていることが確認でき、申立期間の保険料の納付に係る申立人の記憶が曖昧であることに加え、申立人が一緒に国民年金に加入し、保険料を納付していたとする前夫は、婚姻期間中国民年金に加入していない。

また、申立人は、遡って国民年金保険料を納付したことはなく、納付書が送付されてくると1期ごとに納付したと述べているが、特殊台帳には、昭和51年度及び54年度の摘要欄に過年度納付書が発行された記載があり、申立人が主張する納付方法と齟齬がみられる。

さらに、申立人は、「昭和47年頃から現在まで同じ会社に勤務しており、経済的に困ることはなかった。」と述べる一方で、「収入が少なかったので、

県民税は納付していない。」とも述べているほか、申立期間の直後である昭和 55 年 4 月からは国民年金保険料の免除期間とされているなど、申立人が申立期間当時、保険料を納付できる経済状況であったかの確認が困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 61 年 3 月まで

私が会社を退職した昭和 52 年 7 月頃に、父親が、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、付加年金の加入の申出も併せて行ってくれたと思う。その後、私が結婚するまで、母親が、私及び母親の二人分の定額保険料と付加保険料を一緒に納付してくれた。

私が結婚した昭和 53 年 10 月に、父親が、市役所で私の国民年金に関する各種変更手続きを行ってくれた。その後は、第 3 号被保険者になるまでの間、私が、定額保険料及び付加保険料を一緒に納付しており、付加保険料が 400 円ぐらいであったことを憶えている。

申立期間が付加年金の未加入期間とされ、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 52 年 7 月頃に、その父親が、市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、付加年金の加入の申出も併せて行ってくれた、また、申立人が結婚した 53 年 10 月に、その父親が、市役所で申立人の国民年金に関する各種変更手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き、付加年金の加入の申出及び結婚に伴う各種変更手続きに直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとするその父親は、既に他界していることから申立期間当時の付加年金の加入状況は不明である。

また、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿には、申立人が申立期間当時、付加年金に加入していた旨の記載が無い上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時、付加年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立

期間は付加年金の未加入期間で、付加保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、その母親が、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 9 月までの申立人及びその母親の二人分の定額保険料と付加保険料を一緒に納付してくれたと主張しているが、申立人自身は、定額保険料及び付加保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の定額保険料及び付加保険料を納付していたとするその母親から直接事情を聴取することができないことから、当該期間当時の付加保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は、結婚した昭和 53 年 10 月から第 3 号被保険者となる前月の 61 年 3 月までは、申立人が定額保険料及び付加保険料を一緒に納付していたと主張しているが、定額保険料及び付加保険料を一緒に納付しておきながら、定額保険料だけが納付済みとされ、付加保険料のみが未納となることは考えにくい。

その上、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収税票等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私は、自宅に届いた国民年金の加入を促す書類を見て、平成3年頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、私が、自宅近くの郵便局で、納付書に現金を添えて定期的に納付していたが、納付することができず、納付期限を過ぎてしまった保険料について、2回ほど納付を促す督促状が届いたので、その分も納付書に現金を添えて納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、定期的に納付していたが、納付期限を過ぎてしまった保険料について、2回ほど納付を促す督促状が届いたので、その分も納付したと述べている。しかし、申立人は、その督促を受けた時期、その保険料を納付した時期及びその納付期間を憶<sup>おぼ</sup>えておらず、当該期間の最後の頃の保険料をまとめて納付したと述べているものの、その保険料の納付時期及びその納付期間の記憶は無いとしているなど、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をほぼ定期的に納付したと述べており、当該期間の保険料を納付するには、3年の間、数回から数十回にわたって郵便局において納付することになるが、その全ての納付記録が記録漏れとなることは考え難い上、申立人の所持する年金手帳、申立人が当該期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿などからも、申立人が当該期間の保険料を納付していたとするまでの事情がうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年5月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年5月まで

私は、平成9年4月に転居した。その前までは、母親が、私の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していた。

転居後に住んでいた町及びその後、再度居住していた区では、私が付加保険料を含めて、国民年金保険料を納付していたことを確認せずに、転入の手続がなされた。

それまでの間、付加保険料を含めて、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、最初に転居した際に、付加保険料を納付するとした申出が、自動的に解除され、付加保険料を納付する機会が奪われたことに納得できないため、申立期間の付加保険料を納付することができる機会を与えてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に転居する前に居住していた区では、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたとしており、オンライン記録においても、申立人の主張どおり、申立期間直前の平成5年5月から9年3月までは、付加保険料を含めた国民年金保険料が納付されている。しかし、申立人から提出があった同年7月及び同年9月から10年5月までの期間の国民年金保険料の「納付書・領収書」及び「国民年金保険料口座振替納付済通知書」には、領収印があるものの、その金額欄には、定額保険料のみの金額が記載され、付加保険料の金額は記載されておらず、オンライン記録においても、申立期間については、定額保険料のみが納付されていることに加え、申立人自身も、当該期間については、付加保険料を納付していないことを認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の付加保険料を納付することができなかったのは、申立人が当該期間当時居住していた町及び区における転居の際の事務処理に遺漏があったことによるものであるとして、当該期間の付加保険料について、納付の機会を付与するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の可否を審議する機関ではない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から61年12月まで

私が20歳になった昭和45年\*月頃、私の母親が、国民年金の加入手続を行い、その後、母親からオレンジ色の年金手帳を受け取った。国民年金の加入手続については、私自身は行っておらず、母親も高齢のため詳細は分からないが、国民年金保険料については、当時、店に出入りしていた金融機関の集金人に1年分を前納で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人自身は直接関与しておらず、国民年金の加入手続等を行ったとするその母親からは高齢で証言が得られないため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は20歳になった昭和45年\*月頃にその母親が国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続時期は、63年12月又は平成元年1月と推認され、申立内容とは一致しない。

さらに、昭和63年12月又は平成元年1月の時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人は20歳以降、申立期間を通じて、同一市内に居住しており、同一の行政機関が202か月という長期間にわたり記録管理を続けて誤ること

は考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年10月まで

私は、申立期間当時は大学生だったので、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、両親が行ってくれたと思う。ねんきん特別便かねんきん定期便が届いたときに、申立期間の年金記録について電話で問い合わせた際にも、「(保険料を)払っている。」旨の回答があったと記憶している。申立期間が国民年金の未加入期間で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であったと述べており、申立期間当時、大学生は任意加入である上、申立人の兄弟についても、20歳から厚生年金保険の被保険者になるまでの期間は国民年金の未加入期間とされていることからすると、申立人の両親が、申立人だけを国民年金に任意加入させ、かつ国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から42年3月まで

私は、昭和41年頃に、当時住んでいた実家へ来た集金人に勧められたため、その場で国民年金の加入手続を行った。その際、私は、20歳になった39年\*月から加入手続時までの国民年金保険料を遡ってまとめて集金人に納付したと思う。その後の保険料については、私が、自宅へ来た集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年頃に、当時住んでいた実家へ来た集金人に勧められたため、その場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、43年10月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年12月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、20歳になった昭和39年\*月から加入手続時までの国民年金保険料を遡ってまとめて集金人に納付し、その後の保険料についても、自宅へ来た集金人に納付していたはずであると主張しているが、i) 申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した期間及び納付金額について、具体的に憶<sup>おぼ</sup>えていないこと、ii) 申立人は、保険料を遡ってまとめて納付したのは一度だけであるとしていること、iii) 申立期

間後の 43 年 4 月から同年 9 月までの保険料は、44 年 1 月に納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人が集金人に遡ってまとめて納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが自然であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月から15年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月から15年1月まで

私は、会社を退職したため、平成14年6月頃に、区役所で国民年金又は国民健康保険の加入手続を行った。最初の分の国民年金保険料又は国民健康保険料については、私が、区役所で納付し、その後は、口座振替により毎月納付していたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職したため、平成14年6月頃に、区役所で国民年金又は国民健康保険の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、その当時に、国民年金に加入したことについての明確な記憶が無い上、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、18年7月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、最初の分の国民年金保険料又は国民健康保険料については、区役所で納付し、その後は、口座振替により毎月納付していたはずであると主張しているが、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国へ一元化された平成14年4月以降の期間であり、保険料を区役所で納付することはできない期間である上、申立人が口座振替により保険料を納付していたとする申立人の口座の取引履歴から、申立期間当時、国民健康保険料は、口座振替により納付されていることが確認できるものの、国民年金保険料は、口座振替により納付されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年2月まで

私が60歳になった平成元年\*月頃に、夫が、区役所で私の国民年金の任意加入手続を行い、付加年金の加入の申出も併せて行ってくれたと思う。

その後、私又は夫が、私の定額保険料及び付加保険料を納付していたと思う。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳になった平成元年\*月頃に、その夫が、申立人の国民年金の任意加入手続を行い、付加年金の加入の申出も併せて行ってくれたと思うと主張しているが、i) 申立人の国民年金の任意加入手続等を行ったとするその夫は、加入手続時に、申立人の年金手帳を持参した記憶は無いと述べており、その年金手帳には、申立期間当時に国民年金に加入していた旨の記載が無いこと、ii) 申立人は、3年3月に再交付された別の年金手帳を所持しており、その手帳には、同年同月に、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、付加年金に加入した旨の記載があることから、申立人の国民年金の任意加入手続及び付加年金の加入の申出は、同年同月に行われたものとするのが合理的である。

また、上記のとおり、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を取得したのは、平成3年3月であることが確認できる上、オンライン記録でも、申立期間当時、申立人が、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立人又はその夫が、申立期間の定額保険料及び付加

保険料を納付していたと主張しているが、申立人及びその夫は、申立期間の定額保険料及び付加保険料の納付場所、納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の定額保険料及び付加保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険（厚生年金保険を含む。）被保険者として船員保険料（厚生年金保険料を含む。）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月頃から25年4月頃まで  
② 昭和31年10月15日から32年2月20日まで  
③ 昭和46年9月17日から47年5月15日まで  
④ 昭和48年8月10日から同年11月28日まで

私は、申立期間①は、A氏所有の船舶Bに乗っていた。

申立期間②は、C社に勤務していた。ただし、この期間は船に乗っておらず、陸上で仕事をしていた。

申立期間③は、D社所有の船舶Eに乗っていた。

申立期間④は、F氏所有の船舶Gに乗っていた。

ところが、船員保険の記録では、申立期間①、②及び④については、被保険者記録が全く無く、申立期間③については、昭和46年9月17日から乗船していたにもかかわらず、47年5月15日に資格取得となっており、それ以前の被保険者記録が無い。

申立期間③及び④については、当時の船員手帳を持っているので、調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していない上、船舶所有者A氏の連絡先は不明であり、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿によると、同氏は、昭和25年5月27日に船員保険の適用を受けており、申立期間①当時は、船員保険の適用船舶所有者ではなかったことが確認できる。

さらに、A氏は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当時の同僚を記憶しておらず、申立人の勤務実態について照会することができない。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間②に資格取得した被保険者の中に申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、当該期間について、「船に乗っておらず、陸上で作業をしていた。」と供述していることから、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、当該期間に資格取得している被保険者の中に申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、C社の後継事業所であるH社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

申立期間③について、申立人が提出した船員手帳には、D社において昭和46年9月に雇入れの記載が確認できる。

しかしながら、D社に係る船員保険被保険者名簿によると、同社は、昭和47年5月15日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間③については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記の船員手帳において確認できる船長について年金記録を調査したところ、申立人と同様、昭和47年5月15日に被保険者資格を取得しており、申立期間③については被保険者となっていない。

さらに、上記の船員手帳の記載から、D社の所在地はI県であったことが確認できるところ、特別の地域に適用される法律において、「Iの厚生年金保険法による被保険者であった期間は、当該被保険者の種別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年金保険法による被保険者であった期間とみなす。ただし、同立法による第三種被保険者であった期間は、船員保険法による老齢、障害、脱退又は死亡に関する保険給付については、同法第17条の規定による被保険者であった期間とみなす。」と規定されている。このため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、同社は昭和46年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同日から47年5月15日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している18名の中に申立人の名前は無い上、整理番号に欠番は無いほか、当該期間に第三種被保険者となっている者もない。

加えて、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため照会することができず、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

申立期間④について、申立人が提出した船員手帳には、昭和48年8月10日に雇入れ、同年11月28日に雇止めの記載が確認できる。

しかしながら、船舶所有者F氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に資格取得した者の中に申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無い。

また、上記の船員手帳において、船舶Gの船長名の記載が確認できるところ、F氏に係る船員保険被保険者名簿において、同氏が船員保険の適用船舶所有者となった昭和38年2月1日から申立期間④の後の51年6月1日までの期間に資格取得した被保険者を調査したが、当該船長の名前は無い。

さらに、F氏は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっており、同氏の連絡先も不明であるため照会することができず、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間①から④までについて、船員保険料（厚生年金保険料を含む。）の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける船員保険料（厚生年金保険料を含む。）の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険（厚生年金保険を含む。）被保険者として、申立期間①から④までに係る船員保険料（厚生年金保険料を含む。）を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年11月11日から63年7月20日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月20日から平成4年10月1日までの期間及び5年2月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年11月11日から63年7月20日まで  
② 昭和63年7月20日から平成4年10月1日まで  
③ 平成5年2月1日から同年8月1日まで

私は、申立期間①は、実兄が経営するA社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③について、標準報酬月額の記録が支給されていた給与に見合う額になっていない。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言及びA社の商業登記簿謄本並びに申立人から提出された名刺により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主、経理責任者及び経理担当者も既に死亡しているため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人がA社からの給与の振込先であったとする銀行から提出された銀行取引明細証明書によると、申立人の口座への給与振込は、当該期

間において同社からの振込ではなく、関連会社のD社からであることが確認できるところ、オンライン記録から、同社は、平成6年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、D社の元事業主は、「当時の資料は残されておらず、当該期間における同社による申立人への給与支給及び保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における同社による厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、上記の銀行取引明細証明書から、当該期間のうち、昭和63年9月から平成元年7月までについては、C社からの振込額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、E厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によると、当該期間を含めC社に勤務していた期間については、同基金の標準給与月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立人は、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間③について、申立人が提出した給与明細表の厚生年金保険料の控除額から計算した当該期間における標準報酬月額及びE厚生年金基金の加入員台帳の標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

なお、C社が加入していたF健康保険組合及びC社の社会保険の事務を受託していたG労務協会は、「申立人の申立期間②及び③当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間②及び③における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の標準時報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されているため、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に支給された給与額は、月額 27 万円以上であるため、当該期間の標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額よりも高額になるはずであると述べている。

しかし、A社が届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日の申立人の標準報酬月額は 24 万円であることが確認できる上、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡もうかがえない。

また、税務署から提供された申立人の平成 19 年分及び 20 年分確定申告書の社会保険料控除欄には、控除保険料額の記載があるものの、申立人が上記の確定申告に際し添付したA社の 19 年分源泉徴収票及び 20 年分給与支払報告書には、社会保険料等の金額欄に控除保険料の額の記載は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 1 月 1 日まで

夫は、昭和 58 年 8 月 31 日に A 社（現在は、B 社）を退職後、同年 9 月 1 日に A 社の子会社として設立した C 社の代表取締役就任したが、59 年 12 月 31 日に同社を解散し、60 年 1 月 1 日に設立した D 社の代表取締役として勤務した。

しかしながら、厚生年金保険の記録によると、C 社に勤務した当初の、昭和 58 年 9 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までは A 社での被保険者となっているため、同年 4 月 1 日から 60 年 1 月 1 日までの期間を C 社における被保険者期間として記録の訂正をしてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 8 月 31 日に A 社を退職し、同年 9 月 1 日に C 社を設立して代表取締役就任したところ、同年 9 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までは A 社での被保険者となっているため、同年 4 月 1 日から 60 年 1 月 1 日までは C 社における厚生年金保険被保険者であったと主張している。

しかしながら、C 社が所在した地域を管轄する法務局には、同社が設立された事実を確認できる商業登記の記録は確認できず、社会保険事務所（当時）の記録においても同社が厚生年金保険の適用事業所となった事実を確認することができない。

また、B 社人事総務部は、「申立期間当時の資料が無いため、C 社が A 社の子会社として昭和 58 年 9 月 1 日に設立されたこと、及び申立人が同社の代表取締役であったことを確認できない。」と回答しているほか、D

社設立時の複数の同僚も、60年1月1日以前にC社が存在していたことを記憶している者は無く、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月 7 日から同年 3 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 4 月 26 日から同年 6 月頃まで  
③ 昭和 57 年 2 月 7 日から同年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 63 年 8 月 6 日から平成元年 12 月頃まで

私は、昭和 53 年 10 月 27 日から 54 年 2 月 28 日まで A 社に勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。56 年 1 月 15 日から同年 6 月頃まで B 社に勤務したが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同年 12 月 21 日から 57 年 9 月 30 日まで C 社に勤務したが、申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。62 年 11 月 1 日から平成元年 12 月頃まで D 社に勤務したが、申立期間④の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に昭和 54 年 2 月 28 日まで勤務したと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は昭和 54 年 2 月 6 日となっており、離職に伴い離職票が交付されていることが確認できる上、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、A 社の被保険者記録があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の当該期間における勤務実態に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、昭和 56 年 1 月 15 日から同年 5 月 1 日までの期間、申立人が B 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 56 年 5 月 2 日から同年 6 月頃までの期間について、雇用保険の加入記録は確認できない。

また、B 社の代表取締役等に照会を行ったが回答が無いため、申立人の勤務期間及び保険料控除についての証言を得ることができない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、B 社の被保険者記録があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の勤務期間及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

加えて、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間③について、申立人は、C 社に昭和 57 年 9 月 30 日まで勤務したと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の C 社における離職日は昭和 57 年 2 月 6 日となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、C 社の被保険者記録があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態に関する証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間③のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの期間において、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録から、当該期間において、申立人が D 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 社の被保険者記録があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の勤務期間及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

また、上記同僚は、「申立人は、一度辞めて再度入社したと思う。」と述べているところ、D 社は、「当時の資料は無いが、申立人は一度辞めて再度入社した取扱いになっているのではないか。再度入社した時は、正社員ではなかったため、厚生年金保険には、加入させていなかったのではな

いか。」と回答している。

さらに、申立人は、「D社に勤務していた時、長期で休んだことがあるかもしれない。そのときに、保険を脱退させられてしまったかもしれない。」と述べている。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 18 日から同年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 19 年 1 月 18 日付けで A 社（現在は、F 社）B 工場に入社し、同年 6 月 1 日に同社 C 工場に異動するまで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する辞令から、申立人が、昭和 19 年 1 月 18 日付けで、A 社 B 工場に入社したことが確認できる。

しかし、申立期間は、労働者年金保険法の適用期間であり、同法は工場や鉱山で働く男性の筋肉労働者のみを対象としていたところ、申立人は、A 社における業務について「当時、同社では D 職と E 職に分かれており、私は D 職を管理する E 職として勤務していたので、いわゆる筋肉労働者ではなかった。」と供述している。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚について一切記憶していないことから、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録があり、住所の判明した 18 名に照会したものの、申立人の申立期間における保険料の控除をうかがうことのできる供述を得ることができなかった。

さらに、上記の者のうち、職種について回答があった 9 名は自らの職種を D 職であったと回答していることから、これらの者は申立人と異なり、申立期間当時は労働者年金保険法の適用対象者であったことがうかがえる。

加えて、F 社は、当時の資料が無いため、申立期間における厚生年金保険の被保険者については一切不明であると回答している上、このほか、申

立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6257 (事案 5016 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月20日から26年7月1日まで  
② 昭和27年9月1日から28年11月1日まで

私は、A事業所にB職として、昭和24年12月から32年10月まで継続して勤務していたが、申立期間①が被保険者期間となっていない。

今回、改めて当時の複数の同僚の名前をフルネームで思い出したことから、再度、調査をして、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②においても、A事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、昭和27年9月1日にC事業所で被保険者資格を喪失し、28年11月1日にD事業所で同資格を取得したことになっており、申立期間②の被保険者記録が欠落している。

調査の上、申立期間②を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、複数の同僚の供述から、申立人が当該期間においてA事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者については、同事業所を管轄するE渉外労務管理事務所で被保険者資格を喪失後、A事業所を管理することになったC事業所で同資格を取得するまでの間に、被保険者期間が欠落していることが確認できる上、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年1月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、申立人は、新たな情報として、当時の複数の同僚

の名前を挙げているが、当該同僚の年金記録を調査したところ、多くの同僚について年金記録が確認できたものの、いずれも申立人と同様、E 渉外労務管理事務所で被保険者資格を喪失後、C 事業所で同資格を取得するまでの期間が被保険者期間となっていない。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間も引き続き A 事業所に勤務していたと主張しているが、オンライン記録において、同事業所を管理する C 事業所は昭和 27 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、D 事業所（C 事業所から D 事業所へ名称変更）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は昭和 27 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿から、D 事業所は、昭和 27 年 7 月 1 日に健康保険のみに加入する任意包括適用事業所となった後、28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるところ、オンライン記録において、申立人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月1日から33年2月1日まで  
② 昭和33年5月10日から36年9月1日まで

私は、昭和26年5月4日にA社に入社し、29年9月23日まで勤務した後、脱退手当金を請求し受給したが、平成20年頃に年金記録を確認したところ、B社に勤務した32年8月1日から33年1月31日までの期間とC社に勤務した33年5月10日から36年8月31日までの期間が脱退手当金として支給済みになっていることが分かった。

しかし、最初に勤務したA社の期間については、確かに脱退手当金を請求し受給したが、申立期間については請求した覚えはないので、調査し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたB社及びC社に係る申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示とともに「S36.12.25」という押印が確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年1月26日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人はA社に係る脱退手当金を受給していることを認めている上、C社における被保険者資格を昭和36年9月1日に喪失後、51年8月21日に至るまで厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 25 日から 29 年 8 月 25 日まで  
② 昭和 58 年 11 月 19 日から 59 年 11 月 19 日まで

私は、昭和 28 年 6 月 1 日から 29 年 8 月 24 日まで A 社で勤務し、その後、58 年 10 月 1 日から 59 年 11 月 18 日まで B 社で勤務していた。勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が違うと思うので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 28 年 6 月 1 日から 29 年 8 月 24 日まで A 社に勤務していたと述べている。

しかし、A 社は、「申立期間当時の資料が無いため不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が上司として名前を挙げた者は、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、その氏名が見当たらない上、申立人は、そのほかの元社員の氏名を覚えていないことから、上記被保険者名簿において申立期間①に同社の被保険者であることが確認できる元社員に文書照会したところ、回答のあった 4 人は、「申立人を知らない。」と回答しており、申立人が当該期間において、継続して同社に勤務していたことを確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、同社の厚生年金保険被保険者資格を昭和 28 年 6 月 1 日に取得し、同資格を同年 8 月 25 日に喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致し

ている。

申立期間②について、申立人は、昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 11 月 18 日まで B 社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人は同僚の氏名を覚えていないことから、オンライン記録において、申立期間②に B 社の厚生年金保険被保険者であることが確認できる元社員に文書照会したところ、回答のあった 7 人は「申立人を知らない。」と回答しており、申立人が当該期間において、継続して同社に勤務していたことを確認できない。

また、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和 58 年 11 月 19 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を添付して届け出ていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、申立人は、同日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月21日から31年10月21日まで  
平成22年に通知された被保険者記録照会において申立期間の記録が無いことから調査してもらったところ、申立期間は脱退手当金として支給済みであるという回答だった。

脱退手当金の手続をした記憶も、お金を受け取った記憶も無いことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年10月21日の前後1年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす10名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、5名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年11月16日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 58 年 7 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成元年 3 月 31 日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において昭和 58 年 7 月 1 日から平成元年 3 月 31 日まで勤務していたと述べている。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における離職日は、昭和 61 年 6 月 30 日となっている。

また、申立人の C 健康保険組合における A 社に係る健康保険の加入記録によると、申立人は、昭和 58 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、61 年 7 月 1 日に同資格を喪失、同年 7 月 1 日から 63 年 7 月 1 日までの期間は、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、国民健康保険の加入記録によると、申立人は、昭和 63 年 7 月 1 日から現在まで加入していることが確認できる。

加えて、複数の同僚は、「申立人は、D 事業所を退職した後 3 年間をめぐりに採用されたが、3 年経過後は嘱託又は顧問のような肩書に変わり、勤務形態も変更になったと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から33年10月21日まで  
私は、昭和30年10月1日から33年10月20日まで、A社の販売会社であったB社（現在は、C社）でD社員として勤務していた。退職後結婚するまではE県の実家に戻って家事手伝いをしていたが、厚生年金保険はいずれ継続するつもりであったし、社会保険事務所（当時）の所在地なども知らなかったので、脱退手当金を請求するはずはない。調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額及び支給月数に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはない上、申立てに係るB社において脱退手当金の支給記録のある同僚は、同社の退職時に営業所長から脱退手当金についての説明を聞き、裁定請求のための書類が送られてきて、それに記入して返送することにより脱退手当金の請求を行った旨の回答をしており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から同年 11 月 11 日まで

平成 22 年 10 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、A社からB社までの6回の被保険者期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。私が脱退手当金を受け取ったのはA社からC社までの5回の被保険者期間であり、B社に勤務していた期間の脱退手当金は受け取っていない。C社を退職した後に、脱退手当金を受け取り、家具を購入した記憶がある。

調査の上、B社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている5回の被保険者期間とB社に係る申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されている。

また、申立人が受給を認めている期間の最終事業所に当たるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社を最終事業所とする脱退手当金の支給記録のある全ての者に「脱」の表示が記されているが、申立人には当該表示が無く、一方、申立期間のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることから、申立人に係る脱退手当金は、申立人が受給を認めている5回の被保険者期間のほか、B社に係る申立期間も併せて支給されたものと考えられる。

さらに、申立期間とそれ以前の申立人が受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月26日から36年3月29日まで  
被保険者記録照会において申立期間の記録が無いことから調査してもらったところ、申立期間は脱退手当金として支給済みであるという回答だった。

脱退手当金の手続をした記憶も、お金を受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年3月29日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者10名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、5名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、このうち複数の者が、事業所が請求手続を行っていたと供述しており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 1 日から 45 年 2 月 13 日まで  
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。  
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和45年11月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 25 日から 36 年 3 月 21 日まで  
② 昭和 36 年 3 月 20 日から 38 年 8 月 21 日まで  
平成 18 年 1 月頃、年金受給に係る申請のために社会保険事務所（当時）に出向いた際、申立期間は脱退手当金として支給していると言われたが、脱退手当金の手続をした記憶及び金銭を受け取った記憶も無い。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 38 年 8 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 9 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 7 名が資格喪失日から約 6 か月以内に支給されている上、このうち 1 名が、「会社が代理請求してくれた。」と供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 12 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 6 日から 44 年 3 月 16 日まで  
平成 22 年 5 月に年金事務所において被保険者記録を確認した際、申立期間は脱退手当金として支給済みであることを知ったが、私は脱退手当金の請求手続も受け取ったことも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る、申立人が記載されている健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後 25 名の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 3 月 16 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 7 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 3 名が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、上記 6 名のうち複数の者が、「会社が代理で脱退手当金を請求してくれた。」と供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 10 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月頃から 35 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 9 月頃から 36 年 8 月 31 日まで A 社で勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚証言及び申立人が入社時に携わったと述べている工事の発注者が提出した「B 工事（実施）設計書」から、期間は特定できないが申立人が A 社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 社は「当時の資料を保管していない。」と回答している上、申立人が、申立人の同社への入社を仲介したと記憶する元社員及び申立期間当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社の別の元事務担当者は、「当時、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、会社が厚生年金保険に加入させるのは、役付きの者と事務員であった。」と証言している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人の手帳記号番号払出日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日とおおむね一致している上、申立期間における A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から31年2月1日まで  
A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたと述べている。  
しかし、A社B工場は、昭和31年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本に記載されている同社の代表取締役の連絡先も不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同社B工場の被保険者であったことが確認できる者12人の計13人に文書照会を行ったが、このうち回答のあった8人からは、申立人が申立期間も引き続き、同社B工場に勤務していたこと、及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人は、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 12 日から 40 年 2 月 16 日まで  
平成 5 年 7 月に D 社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、脱退手当金を受給していることを知った。私は、A 社に勤務している時に長女を出産し、昭和 44 年に育児のために退職した後、小額でも資金を手元に置いておきたいと考え、同社の厚生年金保険被保険者期間に対してのみ脱退手当金の請求をしたはずなのに、その前に勤務した B 社 C 営業所の被保険者期間も脱退手当金の受給期間に含まれていた。同社 C 営業所に勤務した期間については、年金として受給するつもりでいたので脱退手当金として受給するはずがない。何度か社会保険事務所（当時）に出向き、記録の訂正を求めたが門前払いであった。今回、日本年金機構から脱退手当金についての確認のはがきが届いたので申し立てた。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職する際、同社に係る被保険者期間について脱退手当金の請求をしたが、その前に勤務した B 社 C 営業所に係る被保険者期間については脱退手当金の請求はしていないと述べているところ、A 社に係る申立人の被保険者台帳記号番号とその前に勤務した B 社 C 営業所に係る申立人の被保険者台帳記号番号は、当初、異なる記号番号であったが、統合時期は明らかでないものの、脱退手当金の請求に併せて、同一の記号番号に統合されたと考えるのが自然であるとともに、申立人の脱退手当金は、A 社及び B 社 C 営業所の二つの厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、支給月数に誤りは無い上、A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているほか、申立人の健康保険厚

生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示と事務処理をした管轄の社会保険事務所の名称が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、A社の元同僚は、「当時、脱退手当金を受け取った方が得だと言うことを様々な人が言っていたので、退職後、自分で請求して受給した。」と供述している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月15日から33年8月6日まで  
② 昭和35年12月3日から39年1月23日まで

私は、昭和29年2月15日から33年8月5日まで、A社（現在は、B社）に勤務した。また、35年12月3日から39年1月22日までは、C県D地区にあったE社に勤務した。いずれの期間も脱退手当金を受給したことになっているということであるが、受給した記憶は無いので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性被保険者89名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和33年8月の前後2年以内に資格喪失し、同社で2年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む38名全員に脱退手当金の支給記録があり、申立人を含む32名が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、上記同僚のうち経理担当者であった1名は、「労務係が、退職者に脱退手当金の説明を行い、事業主が代理請求をして、脱退手当金として支払われていた。」と述べており、労務係であったほかの1名は、「上司が退職者に説明を行い、私はその指示により書類作成や社会保険事務所（当時）への届出を行い、社会保険事務所から通知があると脱退手当金を受け取りに行き、退職者に現金を渡したり、時には送金を行ったりしていた。」と証言しているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した1年10か月後の昭和40年11月16日に旧姓から新姓に氏名変更されており、当該期間の脱退手当金が同年10月25日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、調査中にE社に係る厚生年金保険被保険者期間について、当時社会保険事務所に自ら出向き、請求手続を行ったことを思い出したと述べており、申立人の意思に基づき脱退手当金を請求したと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 17 日から 37 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 5 月 1 日から 47 年 4 月 11 日まで

私は、平成 22 年の秋頃に「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認のはがきが届き、年金記録を調べたところ、申立期間に勤務した期間については、既に脱退手当金として支給されていると聞き驚いた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も無ければ、受給した記憶も無いので納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書には、昭和 47 年 8 月 9 日に受理、同年 11 月 17 日支払済の押印が確認できる上、同事務所が保管する「通算老齢年金制度の説明及び脱退手当金の請求意思の確認が記載されたリーフレット」の回答欄には、「脱退手当金を希望する」に丸印が付されており、申立人の婚姻後の氏名及び押印が確認できる。

また、脱退手当金裁定何に記載されている支給金額及び支給月数に計算上の誤りは無いとともに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月18日から36年1月11日まで  
日本年金機構から脱退手当金についての確認のはがきが届き、A社B工場に勤務していた期間を脱退手当金として既に受け取っていることを初めて知ったが、脱退手当金を受け取った記憶がないので申立てをした。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前6ページ及び後5ページに記載されている女性18名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年1月11日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者3名（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、全ての者において脱退手当金の支給記録が確認でき、全ての者が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年3月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6274 (事案 2874 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月28日から同年7月19日まで

厚生年金保険の被保険者記録を調べたら、A社及びB社の被保険者期間について、脱退手当金を支給済みとなっていた。B社の被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるが、A社については、受給手続きをしていないし、受給した記憶も無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正には至らないとの結果だった。しかし、A社については、受給手続きをしていないし、受給した記憶も無い。新しい資料などは無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている申立人と同様に同社の被保険者期間のみでは脱退手当金の受給資格の無い女性は8名で、その全ての者は同社における被保険者資格の喪失後に同社に勤務する前の被保険者期間を含めた期間の脱退手当金の受給記録が確認でき、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。また、申立人は、申立期間と合算して、脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間より前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間より前に受給したと主

張しているが、申立期間より前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな周辺事情は無いが、脱退手当金の手続を行った覚えは無いし、受領した覚えも無いと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人は、申立期間と合算して、脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間より前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間より前に受給したと主張しているが、申立期間より前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 7 月 19 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 8 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、その全ての者について脱退手当金の支給記録が確認でき、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったこと、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の同年 12 月 15 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 11 月 10 日から 34 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 8 月 11 日まで

私は、65 歳になり国民年金の手続を行った際に、A社に勤務していた期間の厚生年金保険を脱退していることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者証には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給月数に誤りは無い上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 36 年 6 月 29 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 16 日から 43 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで

平成 19 年頃、夫の年金手続の際、私の年金記録も調べてもらったところ、A社及びB社に勤務した厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金として支給済みであるということを知った。

申立期間の前に勤務していたC社の被保険者期間は脱退手当金が支給されておらず、また、脱退手当金が支給されたとされている時期には転居していたので、受け取った記憶も無い。

平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届き、申し立てることにした。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和48年1月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 9 日から 38 年 5 月 29 日まで  
以前から、私の年金記録に、申立期間が抜けていることは知っていたが、分からないままにしていたところ、平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきが自宅に届いた。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申し立てることにした。  
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、同僚で支給記録のある者は、「姉が結婚するのを契機に家事手伝いをするために、会社を退職したがその際、経理担当者から『もう、勤めないのなら、手続きします。』と言われ、脱退手当金を受け取ったと記憶している。」と供述しており、事業主による代理請求も考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 16 日から 43 年 2 月 11 日まで  
② 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

A社を退職してから5年以上たって脱退手当金が支給されたことになっているが、当時は脱退手当金という言葉も知らなかったし、受給した記憶も無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額及び支給月数に計算上の誤りは無い。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、A社を退職した約5年後の昭和49年12月に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が50年2月18日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 19 日から 51 年 10 月 1 日まで  
脱退手当金が支給されたとされる時期は海外に住んでおり、脱退手当金は受け取っていないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、同社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社の退職時にはB国人と結婚し、同国に移住することが決まっていたとしているところ、昭和60年の年金制度改正前は、海外転出した者は、日本人であっても年金制度の適用除外となり、それまでの被保険者期間をその後に加算することとなる国内外の年金と通算することができなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6280

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 41 年 8 月 26 日まで  
私の厚生年金保険被保険者記録のうち、A社及びB社での記録が脱退手当金を支給済みとなっているが、脱退手当金を受給していないので、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、B社を退職した約3か月後の昭和41年11月10日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が42年1月23日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年1月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 25 日から 45 年 6 月 2 日まで  
② 昭和 45 年 8 月 13 日から 48 年 2 月 1 日まで

B社を退職後、私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。今回、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたが、私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約2か月後の昭和48年4月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から 46 年 7 月 24 日まで  
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き内容を確認したところ、A社に勤務した期間が脱退手当金を支給済みとのことだった。しかし、私は、脱退手当金の手続を行っていないし、受け取った記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給月数に誤りは無く、支給金額も法定支給額と一致しているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 17 日から 41 年 9 月 1 日まで  
平成 22 年 7 月に年金事務所に確認したところ、オンライン記録上、A社に勤務した期間について脱退手当金が支給されていることとなっていた。

脱退手当金を受け取った記憶も事実も無いので調査し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を受給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持しているA社に係る厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年12月19日に支給決定されるなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6284

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 8 月 16 日まで  
平成 18 年 1 月頃、年金受給の手続の時に A 社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みの記録となっていることを知った。私は手続をした覚えが無く、脱退手当金も受け取っていないと主張したが、その時は聞き入れてもらえなかった。今回、その期間について、脱退手当金の確認はがきが届いたので、申立てを行った。私は、脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人が記載されているページ及びその前後 20 ページに記載されている受給要件を満たしている女性のうち、申立人の資格喪失日前後 2 年以内に資格喪失した者は 4 名おり、うち 3 名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、その 3 名全員が当該事業所の資格喪失日から 3 か月以内に支給されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 11 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 41 年 6 月 26 日まで

私は、B社を昭和 38 年 5 月に退職した後に脱退手当金として 3 万円弱を受け取った。その後、41 年に A 社を退職する際には脱退手当金を請求していなかったはずだが、両社の脱退手当金を同年に受け取ったことになっているのはおかしいと思うので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より前の B 社を退職する際、同社に係る被保険者期間について脱退手当金の請求をしたが、A 社に係る申立期間については脱退手当金の請求はしていないと述べているところ、昭和 41 年 8 月 5 日に支給決定されている脱退手当金は、同一の被保険者台帳記号番号で管理された申立期間及び B 社に係る被保険者期間を基礎として計算され、申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されているほか、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 9 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 41 年 6 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 4 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名に支給記録があり、全員が 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた

可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 3 日から 33 年 6 月 3 日まで  
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。  
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年6月3日の前後2年以内に資格喪失し受給要件を満たした者45名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録において、44名に脱退手当金の支給記録があり、うち38名が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、資格喪失日も脱退手当金の支給決定日も申立人と同一である者が6名確認できることを踏まえると、同社において、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、昭和33年12月16日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和33年12月16日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の表示が記さ

れているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 16 日から 42 年 2 月 21 日まで  
60 歳になり社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、A 社の記録が脱退手当金として支給されたことになっていることを知ったが、私は受給した記憶は無い。  
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立人が記載されている健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後 30 名の原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 2 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した 7 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月後の昭和 42 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 19 日まで  
② 昭和 41 年 4 月 21 日から 43 年 2 月 21 日まで  
平成 15 年頃、社会保険事務所（当時）において、申立期間については脱退手当金として支給済みであることを初めて知った。  
脱退手当金の手続をした記憶も、お金を受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年6月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立期間の最終事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、A社を退職した約3か月後の昭和43年5月24日に重複整理の手続が行われたことが記録されており、申立期間の脱退手当金が同年6月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 1 月 20 日まで  
② 昭和 37 年 3 月 21 日から 38 年 7 月 14 日まで  
③ 昭和 38 年 7 月 14 日から 40 年 7 月 21 日まで  
④ 昭和 40 年 8 月 6 日から同年 12 月 7 日まで  
⑤ 昭和 41 年 3 月 29 日から同年 6 月 21 日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてというはがきが届き、年金記録を確認したところ、A社、B社、C社及びD社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金を支給済みとなっていた。しかし、当時は脱退手当金という制度については知らず、手続を行った覚えも受け取った覚えも無い上、退職から3年9か月も過ぎての支給というのは納得いかないもので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤の厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金支給日の約1か月前である昭和45年2月20日に重複整理の手続が行われたことが厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年3月27日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 47 年 8 月 6 日まで

私は、平成 13 年頃に年金記録を確認した際に、A社（現在は、B社）に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知り、社会保険事務所（当時）に記録の調査を依頼した結果、脱退手当金支給済みとの回答だったが、日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届いたので、脱退手当金を受け取っていないと確信した。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社を管轄している年金事務所に保管されている申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、最終事業所の名称及び所在地がゴム印で押されており、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられるとともに、申立人の署名、押印が確認でき、「退職所得の源泉徴収票」（昭和 47 年分）が添付されている。

また、社会保険事務所が脱退手当金の支給額の算定経緯を記録した厚生年金保険脱退手当金裁定伺から、その支給日（昭和 47 年 12 月 26 日）当時の申立人の住所地の最寄りの郵便局に脱退手当金が送金されたことが確認できる上、上記の裁定請求書及び裁定伺に押印された「小切手交付済 47.12.26」の日付は、脱退手当金の支給日と一致する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書の受付日（昭和

47年11月21日)から約1か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 7 月 30 日から 39 年 12 月 16 日まで  
10 年ほど前に、社会保険事務所（当時）へ年金相談に行った際、A 社（現在は、B 社）C 事業所及び D 社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録になっていることを知った。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無い。昨年、日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届いたので、申立てを行った。申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所である A 社 C 事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びその前後 20 ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失している者は 37 名おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は 36 名である上、申立人を含む 32 名が資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 3 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月頃から 40 年 12 月 1 日まで  
私は、前職を退職後、B市に住む姉の所で2か月ほど世話になり、昭和 39 年 10 月頃にA事業所に就職し、45 年 2 月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA事業所に勤務していたと述べている。しかし、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も所在不明のため、供述を得られないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも昭和 40 年 12 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する上、申立人の同事業所における雇用保険被保険者資格の取得日とも一致する。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 5 日から 43 年 4 月頃まで

夫は、昭和 39 年 10 月 5 日から 43 年 4 月頃まで A 社で B 職として働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。給与から厚生年金保険料は控除されていたと聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の所持する A 社の O B 会員名簿及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は、「昭和 35 年に C 職として入社した際、会社から B 職と C 職は厚生年金保険に加入させないので、国民年金に加入するよう言われた。厚生年金保険に加入できたのは、事務職と B 職のチーフ以上の者だった。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚 8 名のうちチーフ職の 1 名を除いて厚生年金保険被保険者資格のある者は確認できないことから、A 社は、厚生年金保険の加入について、職種により異なる扱いをしていたものと考えられる。

また、A 社で B 職として勤務していた同僚の所持する昭和 43 年 2 月及び同年 4 月の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらない上、申立期間に被保険者資格を取得した者は確認できず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月頃から 56 年 4 月頃まで

私は、昭和 52 年 11 月頃にA社に入社し、当初はB職だったが、54年10月頃から倒産する56年4月頃まではC職を担当していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の弟及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録から、昭和 54 年 1 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、52 年 11 月頃から 54 年 1 月 4 日までにおいては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主の弟は、「社会保険事務は兄である社長が担当していたので、申立人の申立期間における保険料控除については分からないが、当時、A社には、正規社員のB職と外部委託により仕事を請け負ってもらうB職がおり、B職は全員で10名以上いた。」と供述しているところ、申立期間のうち、同社が適用事業所となっている期間における同社の被保険者数は、最も多いときでも8名、最も少ないときで3名となっている上、申立人が記憶する同僚の中には、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいることを踏まえると、同社は、厚生年金保険の加入手続において全ての従業員を加入させていたわけではない状況がうかがわれる。

さらに、A社は既に解散している上、事業主の住所が不明であり、申立人の申立期間における保険料控除について聴取することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前が無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 8 月 15 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 25 年 11 月 1 日から 26 年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 26 年 7 月 1 日から同年 9 月 16 日まで

私は、昭和 21 年から A 事業所に勤務していたが、そのうちの 25 年 8 月 15 日から 26 年 9 月 16 日までの厚生年金保険の被保険者記録は脱退手当金として支給されたことになっていることを日本年金機構からの脱退手当金についての確認はがきで初めて知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調べて記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、三つの申立期間に係る脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、脱退手当金は申立人の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 26 年 11 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を結婚のため退職することになった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。